# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 7 | 住民基本台帳事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

| 特記事項 | 住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。 |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

岡山県勝央町長

## 公表日

令和8年10月13日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳事務 |
| ②事務の概要 | ・住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、住民の転入、転出、転居、出生、死亡等の異動、住民票の写しや証明書等の交付・通知書の出力等を行う。また、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）に本人確認情報を提供する。<br><br>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）及び住基法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行っている。<br>①本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付<br>②転入届・転居届・転出届・世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正<br>③本人確認情報等の住基ネットへの通知<br>④個人番号の通知及び個人カードの交付<br>⑤個人番号カード等を用いた本人確認<br><br>・申請は窓口・郵送のほか、サービス検索・電子申請機能からも受け付ける。サービス検索・電子申請機能から申請された電子申請データは申請管理システムを使用して基幹システムに取り込む。 |
| ③システムの名称 | 住民基本台帳システム 、住民基本台帳ネットワークシステム、新総合行政システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム |
| **2. 特定個人情報ファイル名** | |
| 住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル | |
| **3. 個人番号の利用** | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・第7条（指定及び通知）<br>・第16条（本人確認の措置）<br>・第17条（個人番号カードの交付等）<br><br>2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）<br>（平成25年5月31日法律第28号施行時点）<br>・第5条（住民基本台帳の備付け）<br>・第6条（住民基本台帳の作成）<br>・第7条（住民票の記載事項）<br>・第8条（住民票の記載等）<br>・第12条の1（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）<br>・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）<br>・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）<br>・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）<br>・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）<br>・第30条の10<br>（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）<br>・第30条の12<br>（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>【情報提供】<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）<br><br>【情報照会】<br>なし<br>※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務住民部 |
| ②所属長の役職名 | 税務住民部参事 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 税務住民部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3116 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年10月13日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年10月13日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけや異動を行い、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |

| | |
|---|---|
| **9. 監査** | |
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する** |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的、技術的、人的に多重の安全対策を講じている。<br>・特定個人情報を含む情報は鍵付きキャビネットでの保管やダブルチェックなど、取扱い時の人的・物理的対策を徹底<br>・システムは必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定するとともに、アクセス権限の所有者はIDやパスワードを適切に管理<br>など |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月20日 | 表紙／評価実施機関名 | 勝央町 | 岡山県勝央町長 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | 表紙／公表日 | 2015/5/26 | 2019/6/25 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅰ関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） | 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） | 事前 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か | 2015/1/22 | 2019/4/1 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か | 2015/2/20 | 2019/4/1 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅳ　リスク対策 | － | （新規追加項目） | 事後 | 様式の変更によるもの |
| | Ⅰ関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） | 事後 | |
| | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か | 2019/4/1 | 2022/8/1 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数<br>いつの時点の計数か | 2019/4/1 | 2022/8/1 | | |
| 令和5年3月31日 | Ⅰ　関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 記載なし | ・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは申請管理システムにより基幹システムに取り込む。 | 事後 | |
| | Ⅰ　関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 総合行政システム　中間サーバー | 総合行政システム　中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和8年3月1日 | Ⅰ関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・第7条（指定及び通知）<br>・第16条（本人確認の措置）<br>・第17条（個人番号カードの交付等）<br><br>2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）<br>（平成25年5月31日法律第28号施行時点）<br>・第5条（住民基本台帳の備付け）<br>・第6条（住民基本台帳の作成）<br>・第7条（住民票の記載事項）<br>・第8条（住民票の記載等）<br>・第12条の1（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）<br>・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）<br>・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）<br>・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）<br>・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）<br>・第30条の10<br>（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）<br>・第30条の12<br>（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・第7条（指定及び通知）<br>・第16条（本人確認の措置）<br>・第17条（個人番号カードの交付等）<br><br>2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）<br>（平成25年5月31日法律第28号施行時点）<br>・第5条（住民基本台帳の備付け）<br>・第6条（住民基本台帳の作成）<br>・第7条（住民票の記載事項）<br>・第8条（住民票の記載等）<br>・第12条の1（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）<br>・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）<br>・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）<br>・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）<br>・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）<br>・第30条の10<br>（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）<br>・第30条の12<br>（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年3月1日 | Ⅰ関連情報<br>4. 情報提供ネットワークによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>なし<br>※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>【情報提供】<br>第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）<br><br>【情報照会】<br>なし<br>※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 | | |
| 令和8年3月1日 | Ⅳ リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業 | － | 十分である<br>【判断の根拠】<br>複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけや異動を行い、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | | |
| 令和8年3月1日 | Ⅳ リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | － | 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>【判断の根拠】<br>漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的、技術的、人的に多重の安全対策を講じている。<br>・特定個人情報を含む情報は鍵付きキャビネットでの保管やダブルチェックなど、取扱い時の人的・物理的対策を徹底<br>・システムは必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定するとともに、アクセス権限の所有者はIDやパスワードを適切に管理<br>など | | |
| 令和8年3月1日 | 表紙／公表日 | 2023/4/19 | 2026/3/1 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年10月13日 | 表紙／公表日 | 2026/3/1 | 2026/10/13 | | 地方公共団体情報システムの標準化による |
| 令和8年10月13日 | Ⅰ関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 総合行政システム | 新総合行政システム | | 地方公共団体情報システムの標準化による |
| 令和8年10月13日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数<br>いつの時点の計数か | 2022/8/1 | 2026/10/13 | | 地方公共団体情報システムの標準化による |
| 令和8年10月13日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数<br>いつの時点の計数か | 2022/8/1 | 2026/10/13 | | 地方公共団体情報システムの標準化による |